

平尾台自然の郷における許可・承認申請書兼利用料金減免申請書

年 月 日

北九州市長

様

申請者 住所

(電話)

※よみがな

※氏名

※生年月日 (T・S・H 年 月 日) ※性別 男・女

※申請者が法人の場合は、上記事項の記載された役員名簿を添付すること。

次のとおり平尾台自然の郷に関する事項について申請します。

申請内容	1 行為の許可 2 野外ステージの利用 3 入場料利用料金・野外ステージ利用料金・駐車場利用料金の減免
行為・利用の日時	月 日 (曜) 【 時 分～ 時 分】 時間 月 日 (曜) 【 時 分～ 時 分】 日間 【 時 分～ 時 分 (延 時間)
行為・利用の目的	
行為・利用人数	
入場料等徴収の有無	1 徴収する (金額 :) 2 徴収しない
入所・退所 (予定) 時間	入所予定時間 時 分頃 退所予定時間 時 分頃
減免申請の理由	
利用料金	1 有料 円 2 条例第9条及び要綱第4条第2項別表中第 号により 割減免
減免の金額	円
許可条件	1 許可又は承認によって得た権利を第三者に譲渡することはできません。 2 利用後はすみやかに原状に復してください。 3 自然の郷職員の管理上の指示に従ってください。 4 照明及び音響設備等を用いるときには、事前に自然の郷職員に申し出て ください。 5

許可番号	第 号
許可年月日	年 月 日

- 1 申請者は太枠内を記入してください。
- 2 ※印については、北九州市暴力団排除条例第6条に係る確認事項

審査請求について	<p>○この処分（利用料を除く）について不服がある場合</p> <ol style="list-style-type: none">1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、北九州市長に対して審査請求をすることができます。2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、北九州市を被告として（訴訟において北九州市を代表する者は、北九州市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。
----------	---

団体減免申請及び園内の利用に関する規則

平尾台自然の郷

1. 減免申請の手続き

減免申請は申請書（原本）を平尾台自然の郷管理事務所まで郵送（または持参・FAX）していただき、許可番号を記載することで手続きが終了し減免でのご利用が可能となります。

※許可番号を記載した申請書は FAX で皆様へお返しいたします。

2. 園内放送について

迷子などの緊急時は園内放送を行います。団体集合の園内放送は行いません。

3. 園内持込禁止について

有料区域内は園内持込禁止されている物品がありますのでご注意ください。

（※平尾台自然の郷ホームページ内、園内への持込み禁止物参照）

4. 雨天時のお弁当など喫食場所

無料休憩所（キッズスペース）及び多目的スペース（フリースペース）や野外ステージ（客席部分）をご利用ください。このエリアは共有スペースのためご予約は出来ません。皆様が譲り合ってのご利用をお願いします。

5. テント及びタープの利用について

- ・園内で利用可能サイズは高さが2m以内のものとなっております。
- ・強風等の理由で管理事務所から園内放送や口頭で撤去の要請があった場合、速やかに指示に従って下さい。

6. ステージ貸出可能物品等について

- ・貸出物品を利用した場合の準備片付けは申請者が行って下さい。
- ・貸出物品が故障破損した場合には申請者が修理費等を負担することになります。
- ・平尾台自然の郷は、申請者の持込み機材の故障破損等の責任を一切負いません。

7. 園内の車両通行（イベント等での搬入撤去車両）について

事前に申請をしていただき園内の安全を職員が確認した場合のみ車両の進入を許可します。